

法制審議会 民事訴訟法（IT化関係）部会

部会長 山本 和彦 殿

## 司法書士に事件管理システムへのアクセス権限を付与する 制度設計とすることを求める意見に反対する意見書

令和3年5月12日

東京弁護士会法友全期会<sup>1</sup>

令和3年度代表幹事 大塚 和紀



東京弁護士会親和全期会

令和3年度代表幹事 吉岡 剛



### 第1 意見の趣旨

2021年2月18日付で全国青年司法書士協議会から、訴訟代理権を有しない司法書士にも事件管理システムへのアクセス権限を付与する制度設計とすることを求める意見（以下「司法書士意見」という。）が発出されているが、当会はこれに反対する。

市民の法的利益の確保、裁判手続の円滑な運営の確保の観点から、事件管理システムへのアクセスについては、原則として、訴訟代理人に限るべきである。

### 第2 意見の理由

- 1 民事裁判手続のIT化の過程で導入される事件管理システムは、当事者対立構造がとられる各裁判手続における裁判書類や連絡等のために利用さ

<sup>1</sup> 本意見書表明主体の2団体については別紙1及び2の団体紹介記載のとおり。

れる当事者のメールアドレスが格納されることが予定されているシステムであることに鑑みると、これにアクセスできるのは、第一次的には裁判所及び訴訟当事者に限られるべきである。

さらに、当事者のために訴訟追行する者である訴訟代理人についても訴訟行為をすることが認められていることから、これにもアクセス権限を付与する前提でIT化に向けた議論が重ねられてきた。また、専門職たる訴訟代理人（弁護士等）の指揮・命令に服する事務職員についてもアクセス権限の付与を認める余地はあり得る。

しかしながら、上記以外の者に対して広く事件管理システムへのアクセスを認めることは、裁判手続に無用の混乱をもたらし、公正、公平な裁判手続の根幹を大きく動揺させる危惧が大きい。

- 2 裁判手続に供する書面の提出、受領等は、そのまま訴訟行為となるケースが多く（訴状の提出や時効の完成猶予の法的効果を生ぜしめる「催告」書面の受領等）、事件管理システムへのアクセスはまさに訴訟行為をするための前提行為であって、訴訟行為と不可分一体の行為と評価し得る。
- 3 民事裁判手続に関する基本法である民事訴訟法第54条第1項本文は、弁護士のみが訴訟委任による代理人になることができるという弁護士代理の原則を定めている。その趣旨は、専門的な修練を積んだ高度な法的知見を有する弁護士にその訴訟代理権を限ることで、市民の法的利益が不当に毀損されないよう保護、あるいは正当な法的権利を実現する点にある。同項ただし書きに基づく簡易裁判所における例外や司法書士法第3条第1項第6号・第2項に基づく例外はあるが、市民の法的利益の保護等の観点から、裁判手続のIT化の場面においても上記原則が歪められることがあってはならない。
- 4 ゆえに、裁判所及び当事者以外に、事件管理システムへのアクセスが認められるのは、原則として、当事者のために訴訟行為をなし得る訴訟代理人に限られるべきである。
- 5 これに対し、司法書士意見では、司法書士が市民にとって身近な相談相

手であり、司法書士による本人訴訟支援の必要性があり、これを実現するために事件管理システムへのアクセス権限が必要であるとされている。

しかしながら、次に述べるとおり、裁判手続のIT化に関し、「司法書士」による、本人訴訟支援の必要性は必ずしも高くない。また、本人訴訟支援を理由に「司法書士」に事件管理システムへのアクセスを認める許容性は認められない。

(1) 司法書士による本人訴訟支援の必要性が高くないこと

ア 司法書士意見では、従前から指摘されてきた本人訴訟が選択される理由として、「弁護士へのアクセス障害」、「弁護士報酬を支払えない」、「費用対効果」を挙げている。

この点、日本弁護士連合会（以下、「日弁連」という。）では地方裁判所の支部単位で弁護士登録のない地域を「弁護士ゼロ地域」、1名の地域を「弁護士ワン地域」と呼んでいるところ、日弁連の弁護士過疎・偏在対策や日本司法支援センター（法テラス）による司法過疎対策（2006年10月～）により、弁護士ゼロワン地域は急速に解消されてきた。日弁連で「弁護士ゼロワンマップ」を初めて作成した1993年当時、弁護士ゼロワン地域は74か所あったが2008年に弁護士ゼロ地域は全て解消された。また、2011年12月18日には、初めて弁護士ワン地域が解消された。その後、弁護士ゼロワン地域は再発生・解消が何度かあり、2020年4月1日現在は弁護士ワン地域が2か所発生している。このように、弁護士会を挙げて、弁護士への地域的なアクセス障害の解消に努めている<sup>2</sup>。

また、弁護士報酬についても、日弁連は法テラスと協働して民事法律扶助の対象拡大を図っている<sup>3</sup>。

---

<sup>2</sup> 日弁連 HP「あなたのまちに弁護士を～弁護士過疎偏在対策～」

[https://www.nichibenren.or.jp/activity/resolution/kaso\\_taisaku.html](https://www.nichibenren.or.jp/activity/resolution/kaso_taisaku.html)

<sup>3</sup> 日弁連 HP「日本司法支援センター（法テラス）との連携」

<https://www.nichibenren.or.jp/activity/justice/houterasu.html>

弁護士への物理的、金銭的なアクセス障害は、解消されつつある。

まだまだ十分とは言えないかもしれないが、今後とも、我々は、弁護士へアクセス障害の改善に向け、不断の努力をしていく。

イ そもそも、裁判手続 I T 化に関する本人訴訟における本人へのサポートは、裁判手続の主宰者である裁判所の役割でもあって、その役割を主として担うべきは司法書士ではない。訴訟代理人となる資格を有さない司法書士が可能な本人サポートの範囲は、法律事務に及ばない形式的なものに限られるが、このようなサポートは裁判所の公正・中立性を害するものではなく、裁判所において提供が可能と考える。裁判手続を利用しようとする市民にとってみても、まずは手続が実施される裁判所でサポートが得られることが便宜であり、裁判所において必要十分なサポート体制が整えられれば、ニーズの大部分に対応できるはずである。

ウ 以上より、裁判手続の I T 化に関し、本人訴訟支援を理由に、司法書士に事件管理システムへのアクセスを認める必要性は決して高くない。

(2) 事件管理システムへのアクセス権限を付与する許容性が認められないこと

ア 司法書士の業務のうち司法書士法第 3 条第 1 項第 4 号に定める「書面作成者」としての役割は、あくまで「法律常識的な知識に基く整序的な事項に限って行われるべきもの」に限られ、そのような限定のもとで作成された書面が裁判所に提出されることはあっても、それを超える裁判書類の作成権限は司法書士に認められてはいない。

この点、裁判例は、以下のように述べている。

「司法書士の業務は沿革的に見れば定型的書類の作成にあった（中略）制度として司法書士に対し弁護士のような専門的法律知識を期待しているのではなく、国民一般として持つべき法律知識が要求されていると解され、従って上記の司法書士が行う法律的判断作用は、嘱託人の嘱

託の趣旨内容を正確に法律的に表現し司法（訴訟）の運営に支障を来たさないという限度で、換言すれば法律常識的な知識に基く整序的な事項に限って行われるべきもので、それ以上専門的な鑑定に属すべき事務に及んだり、代理その他の方法で他人間の法律関係に立ち入る如きは司法書士の業務範囲を越えたものといわなければならない」（昭和54年6月11日高松高等裁判所判決判例時報946号129頁）。また、近時の裁判例でも、「司法書士が裁判書類作成関係業務を行うに当たって取り扱うことができるのは、依頼者の意向を聴取した上、それを法律的に整序することに限られる。それを超えて、法律専門職としての裁量的判断に基づく事務処理を行ったり、委任者に代わって実質的に意思決定をしたり、相手方と直接交渉を行ったりすることは予定されていない（平成26年5月29日大阪高等裁判所判決 最高裁判所民事判例集70巻5号1380頁）」と、たびたび判断されている。

イ これらの裁判例によると、司法書士は、書類作成業務であっても、その関与が認められている範囲は限定的であり、法律事務のごく一部を取り扱えるに過ぎず、少なくとも訴訟代理権に基づく裁量的判断による裁判書類の作成を認めているものではない。

仮に、裁判所提出書類作成業務との名目で、裁量的判断に基づく裁判書類の作成を許容してしまえば、実質的に市民の法的利益を保護するための弁護士代理の原則を潜脱することになる。これは、弁護士に法律事務を独占させている弁護士法72条や、簡易裁判所代理権を特定司法書士に限り付与している司法書士法第3条第2項等市民の法的利益の保護を目的として置かれている既存の法律の規定にも整合しない。

この点、司法書士意見においては、事件管理システムへのアクセス権限の延長線上には、「事後の予想される進行や手続の説明、事件管理の助言等」を司法書士が行うことが予定されているところ（司法書士意見6頁）、これを許せば「国民一般として持つべき法律知識」の水準に基づく整序とされる裁判所提出書類作成業務に附随する説明、助言の範囲を超

える非弁行為まで及んでしまう現実的危険があり，そのような事態を回避するための制度的な担保もない。

何より，法律専門職としての裁量的判断に基づく事務処理を，訴訟代理権をもたず，訴訟を進行できない者が行うことは，結果的に当事者に混乱をもたらし，利益にならず，結果として国民の権利を擁護することにならないのであって，そのようなリスクは制度的に回避されなければならない。

ウ 以上より，本人訴訟支援を理由に，司法書士が事件管理システムへアクセスすることは許容できない。

以上

(別紙1)

## 団体紹介

東京弁護士会法友全期会

令和3年度代表幹事 大塚 和紀

当会は、東京弁護士会に所属する弁護士の会派の一つである法友会の会内組織であり、弁護士登録15年目までの若手弁護士で構成される団体で、現在約1500名の会員が所属している。

当会の目的は、「法友会に所属する新進弁護士の相互研鑽と親睦を図るとともに、司法制度の民主的発展及び弁護士業務の拡充のための諸活動を通じて、法友会、東京弁護士会並びに日本弁護士連合会の運営に寄与する」ことにある。会員は、日々、司法制度及び法令に関する調査研究、研鑽を行い、これに基づく意見表明等を行っている。

当会ホームページ：<http://zenkikai.net/>

当会 Facebook：<https://www.facebook.com/hoyuzenkikai>

(別紙 2)

## 団体紹介

東京弁護士会親和全期会

令和3年度代表幹事 吉岡 剛

当会は、法友会と並ぶ、東京弁護士会に所属する弁護士の会派で、法曹親和会の会内組織であり、弁護士登録15年目までの若手弁護士で構成される団体で、現在約1100名の会員が所属している。

当会の目的は、弁護士法第1条に定める弁護士の使命を実現するため、法律の理論と実務についての研究を通じ、弁護士会（日本弁護士連合会等を含む。）及び法曹親和会に若手弁護士の意見を具申すること並びに会員相互の親睦を図ることを目的とすることにより、会員は、日々、司法制度及び法令に関する調査研究、研鑽を行い、これに基づく意見表明等を行っている。

当会ホームページ：<http://shinwazenki.com/>